

第40号議案

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市印鑑登録条例の一部を改正する条例

中間市印鑑登録条例（昭和52年中間市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改め、同条第2項中「15歳」を「、15歳」に改める。

第4条第1項中「印鑑登録」を「、印鑑登録」に、「もとづく」を「基づく」に改める。

第5条第1項第1号中「名若しくは通称（」を「名、旧氏（」に、「第292号）第30条の26第1項」を「第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第5号中「き損、まめつ、ふちのない印鑑等」を「毀損、摩滅、縁がない等」に改め、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に、「組み合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第6条第1項中「を終った」を「が終わった」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第3項中「場合は」を「ときは」に改める。

第7条第1項中「汚染又はき損」を「汚損又は毀損を」に、「引替え」を「引換え」に改め、同条第2項中「うえ」を「上、」に改める。

第8条第1項中「届出なければ」を「届け出なければ」に改める。

第9条中「及び外国人登録原票」を削る。

第10条第1項中「亡失」を「亡失し、」に改め、同条第2項中「規定は」を「規定については」に改める。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、第2号から第4号までのいずれかの事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

第11条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第3号中「氏若しくは」を「氏名、氏（氏に変更があった者については、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項中「前項第3号又は第4号」を「前項ただし書の規定」に改め、「したとき」の次に「（同項第2号の事由による場合を除く。）」を加える。

第12条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第13条第1項ただし書を削り、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第15条中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

中間市印鑑登録条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき<u>本市が備える</u>住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>15歳未満の者及び成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき<u>本市の</u>住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず<u>15歳未満の者及び成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、<u>印鑑登録</u>の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請が本人の意思に<u>基づく</u>ものであることを確認しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は<u>印鑑登録</u>の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該登録申請が本人の意思に<u>もとづく</u>ものであることを確認しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名、旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第<u>30条の13</u>に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第<u>30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表してい</p>	<p>(登録申請の不受理)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録申請を受理できない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、<u>名若しくは通称</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第<u>30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p>

るもの

(3)・(4) (略)

(5) 毀損、摩滅、縁がない等印影が不鮮明なもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認が終わったときは、直ちに当該申請者に係る印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、印影その他の規則に定める事項を登録するとともに、登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 前項の規則に定める事項を登録した印鑑票については、磁気ディスクをもって調製する。

3 第1項の場合において、登録申請の代理人と回答書持参の代理人が異なるときは、委任の旨を証する書面を提出しなければならない。

(登録証の再交付)

第7条 印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人は、登録証が著しく汚損又は毀損をしたときは、印鑑登録に

(3)・(4) (略)

(5) き損、まめつ、ふちのない印鑑等印影が不鮮明なもの

(6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による確認を終ったときは、直ちに当該申請者にかかる印鑑登録原票（以下「印鑑票」という。）を作成し、印影その他の規則に定める事項を登録するとともに、登録番号を記載した印鑑登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 前項の規則に定める事項を登録した印鑑票については、磁気テープをもって調製する。

3 第1項の場合において、登録申請の代理人と回答書持参の代理人が異なる場合は、委任の旨を証する書面を提出しなければならない。

(登録証の再交付)

第7条 印鑑の登録を受けた者（以下「登録者」という。）又はその代理人は、登録証が著しく汚染又はき損したときは、印鑑登録に関

関する申請（届出）書により登録証及び申請人の印鑑を添えて市長に引換えのための再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に登録証を交付する。

（登録証の亡失）

第8条 登録者は、登録証を亡失したときは、直ちに印鑑登録に関する申請（届出）書に登録された印鑑を添えて市長に届け出なければならない。

2 （略）

（登録事項の修正）

第9条 市長は、住民票により印鑑票の登録事項について変更があったことを知ったときは、職権により登録事項の修正を行うものとする。

（登録の廃止届出）

第10条 登録者は、当該印鑑の登録の廃止をする場合及び登録された印鑑を亡失し、又は改印した場合には、印鑑登録に関する申請（届出）書に登録証を添えて市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定については、前項の届出に準用する。

（印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。この場合におい

する申請（届出）書により登録証及び申請人の印鑑を添えて市長に引替えのための再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ当該申請をした者に登録証を交付する。

（登録証の亡失）

第8条 登録者は、登録証を亡失したときは、直ちに印鑑登録に関する申請（届出）書に登録された印鑑を添えて市長に届出なければならない。

2 （略）

（登録事項の修正）

第9条 市長は、住民票及び外国人登録原票により印鑑票の登録事項について変更があったことを知ったときは、職権により登録事項の修正を行うものとする。

（登録の廃止届出）

第10条 登録者は、当該印鑑の登録の廃止をする場合及び登録された印鑑を亡失又は改印した場合には、印鑑登録に関する申請（届出）書に登録証を添えて市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出に準用する。

（印鑑登録の抹消）

第11条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

て、第2号から第4号までのいずれかの事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 第8条又は前条による届出があったとき。
- (2) (略)
- (3) 氏名、氏（氏に変更があった者については、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本国籍を取得した場合は除く。）により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が抹消すべき理由が生じたことを知ったとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により印鑑の登録を職権で抹消したとき（同項第2号の事由による場合を除く。）は、必要と認めるものについて、その旨を当該抹消された者に通知するものとする。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑票に登録されている印影の写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。

2 印鑑登録証明書は、印鑑票に登録された印影及び前項に定める事項を電子機器装置から出力させて作成する。

- (1) 第8条及び前条による届出があったとき。
- (2) (略)
- (3) 氏若しくは名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本国籍を取得した場合は除く。）により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。

(4) その他市長が抹消すべき理由が生じたことを知ったとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号により印鑑の登録を職権で抹消したときは、必要と認めるものについて、その旨を当該抹消された者に通知するものとする。

(印鑑登録証明書)

第12条 印鑑登録証明書は、登録者に係る印鑑票に登録されている印影の写し（印鑑票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。）であることを市長が証明するものとし、印影のほか、規則に定める事項を記載するものとする。

2 印鑑登録証明書は、印鑑票に登録された印影及び前項に定める事項を電子機器装置から出力させて作成する。ただし、やむを得ない理由がある場合は印鑑票の複写又は印鑑票の転記により作成するこ

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 登録者又はその代理人が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(質問調査)

第15条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対して質問し、文書又は印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項についての調査をすることができる。

とができる。

(印鑑登録証明書の交付)

第13条 登録者又はその代理人が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明交付申請書に登録証を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前条第2項の規定により印鑑票の転記によって印鑑登録証明書を作成する場合は、登録印鑑を提出して印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。

(質問調査)

第15条 市長は、印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係人に対して質問し、文書若しくは印鑑等の提示を求めるとともに、必要な事項についての調査をすることができる。